

# 第2次

## 平取町公営住宅等長寿命化計画

### 【概要版】



令和4年3月  
平取町

# 1. 計画の目的と位置づけ

## (1) 計画の背景と目的

平取町では昭和 30 年代半ばから昭和 40 年代に供給された多くの既存公営住宅等が、耐用年数を超えるなど更新時期を迎え、これらの住宅の建替等が必要となっています。今後は、町の厳しい財政状況をふまえ、これらの大量の更新需要に対し、計画的で効率的な整備の実施、既存建物の老朽化を予防する維持管理への転換及び計画的な修繕の実施による建物の長寿命化を進める必要があります。

このような状況をふまえ、平取町では、建物の長寿命化など、公営住宅等ストックの効率的な維持管理や有効活用を図るため、平成 24 年 3 月に「平取町公営住宅等長寿命化計画」（以下、「前計画」という）を策定しました。

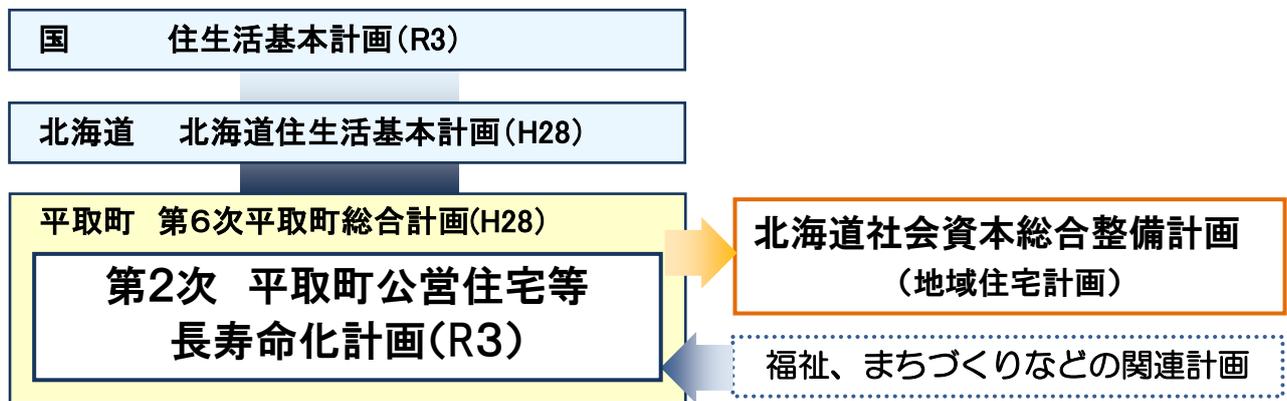
この度、前計画の計画期間が満了することのほか、平成 28 年 8 月に「公営住宅等長寿命化計画策定指針」の改定が行われたことから、「第 2 次 平取町公営住宅等長寿命化計画」（以下、「本計画」という）の策定を行います。

本計画では、住宅セーフティネットとしての公営住宅の役割をふまえた需要を的確に把握するとともに、老朽化した公営住宅等ストックの効率的かつ円滑な更新、建物の点検の強化及び早期の修繕による維持管理コストの低減を図るため、建替、改善及び維持管理に関する団地別活用方針と事業計画を立案します。

今後は、本計画に基づき、建物の予防保全的な維持管理、長寿命化のための改善等を推進し、公営住宅等ストックの適切なマネジメントを推進します。

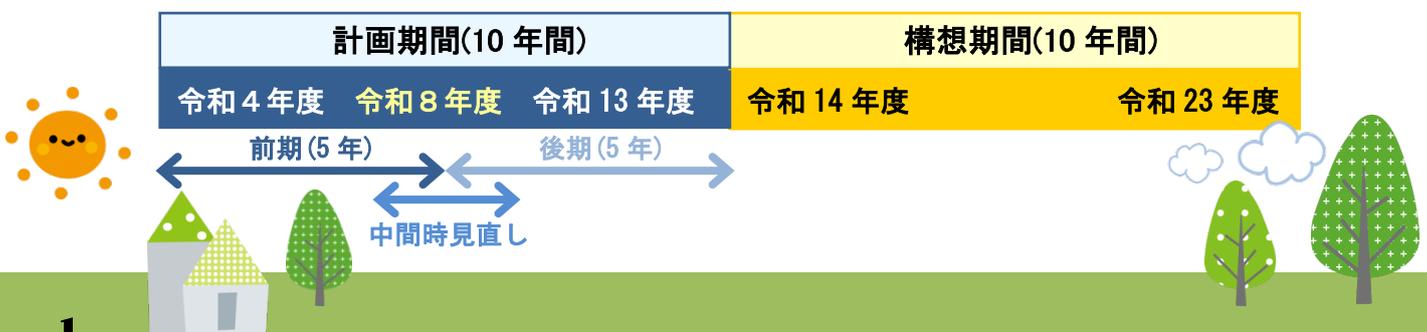
## (2) 計画の位置づけ

本計画は、「第 6 次平取町総合計画」の公営住宅等に関する取組を推進するための個別計画となり、今後の公営住宅等の建替、改善等の整備や維持管理を行うための具体的な整備計画として位置づけます。



## (3) 計画の対象・計画期間

本計画は、令和 4 年度から令和 13 年度の 10 年間を計画期間とし、計画期間の 10 年間のあり方を検討する際には、長期的な視点から公営住宅等のあり方や整備の方向性をとらえる必要があるため、令和 14 年度から令和 23 年度を構想期間として設定します。



## 2. 公営住宅等を取り巻く現況

### (1) 平取町の人口・世帯数

#### 人口

##### ●長期に渡り減少

- ・令和2年の人口は4,776人
- ・年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15~64歳)が減少
- ・老年人口(65歳以上)が増加(全体の約4割)

#### 世帯数

##### ●ほぼ横ばいに推移

##### ●平成22年から減少が続く

- ・令和2年の世帯数は2,288世帯

#### 高齢者世帯

##### ●65歳以上の高齢者のいる世帯は、高齢者単身・高齢夫婦世帯<sup>\*1</sup>が急速に増加

- ・令和2年の高齢者単身世帯は17.7%、高齢夫婦世帯は16.4%

<sup>\*1</sup> 高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

### (2) 平取町の住まいに関する現況

#### 住宅所有関係別世帯数

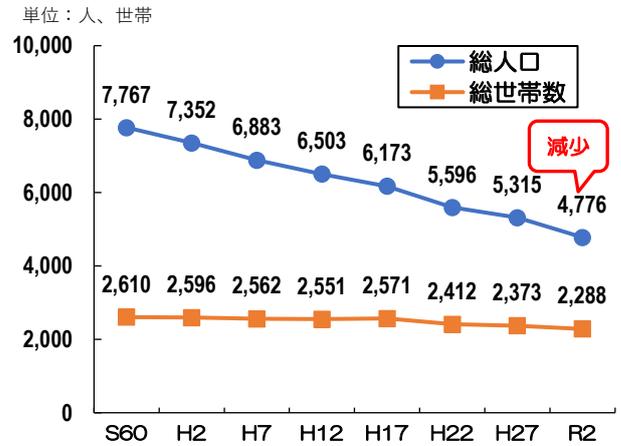
- 比率の推移は、持ち家はほぼ横ばい、公営・民営借家は増加傾向、給与住宅は減少傾向
- 民営借家の割合が8.9%と低く、公営借家の割合が16.7%と高い傾向

#### 世帯人員別の高齢者世帯の住まい

- 1、2人の小規模な世帯は公営借家に住む世帯が比較的多い

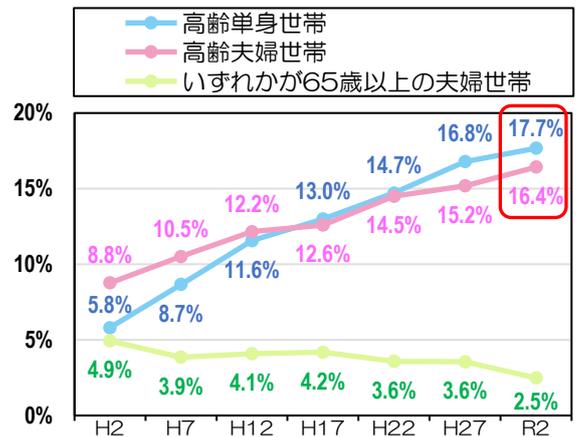
平取町の人口・世帯数

出典：各年国勢調査



65歳以上の高齢者世帯割合の推移

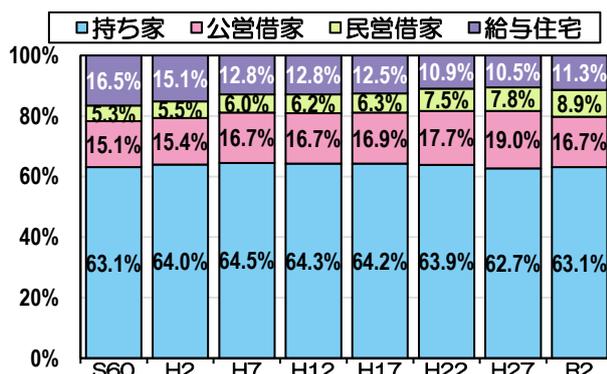
出典：各年国勢調査



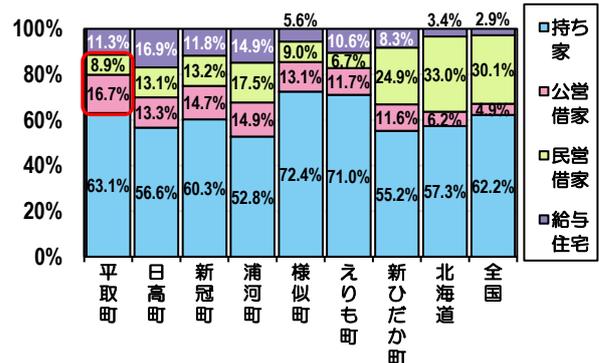
住宅所有関係別世帯構成比

出典：各年国勢調査

#### 【平取町】



#### 【令和2年】



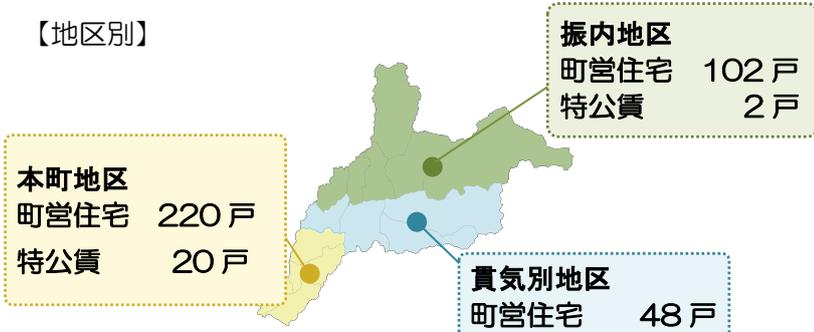
# 3. 公営住宅等の概要

## (1) 公営住宅等の供給状況 (令和3年8月現在)

### 管理戸数

●公営住宅等 392 戸(町営住宅 370 戸、特公賃 22 戸)

【地区別】



## (2) 公営住宅等の現状 (令和3年8月現在)

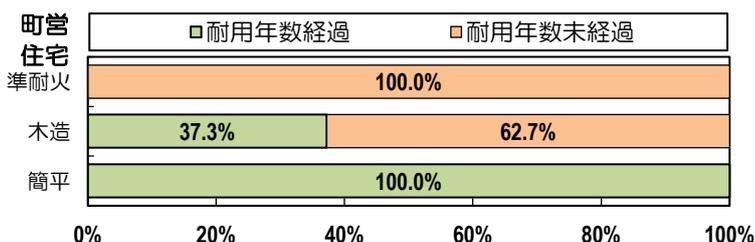
### 構造

●簡易耐火(平屋)構造が約6割、木造が約3割、準耐火構造が約2割と、簡易耐火(平屋)構造が最も多い

### 耐用年数<sup>※2</sup>の経過状況

- 町営住宅の約7割が耐用年数を経過
- 簡易耐火(平屋)構造のすべての住戸が耐用年数を超過

令和3年の構造別耐用年数経過戸数 (令和3年8月)



### 住戸規模

- 50 m<sup>2</sup>未満の住戸が全体の約5割
- 特公賃では、70 m<sup>2</sup>以上の住戸が8割以上

### 設備の整備状況

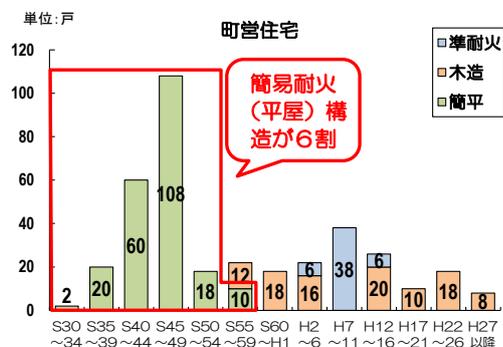
- 浴室、3カ所給湯、水洗便所、高齢化対応仕様のいずれかが整備されていない住戸が全体の約7割
- 特に振内地区の整備が遅れている

公営住宅等の供給状況 (令和3年8月)

住宅区分	地区区分	団地名	建設年度	管理戸数
町営住宅	本町	紫雲古津住宅団地	S61, H6, H8	8
		去場住宅団地	H28, H29	8
		荷葉旭住宅団地	S39	8
		荷葉中央住宅団地	H11	6
		荷葉新住宅団地	H9, H10	10
		本町上住宅団地	H1~H4, H6, H23, H24	14
		本町みどりが丘住宅団地	S44~S52	100
		本町白樺住宅団地	S56~S61	22
		本町かつら住宅団地	H4	4
		小平住宅団地	H1	4
		二風谷住宅団地	S47	4
		新二風谷住宅団地	H7, H8	18
		本町川沿住宅団地	H20	6
		本町向陽住宅団地	H21, H22	8
	貫気別	ヘナコシ住宅団地	S37	8
		荷負市街住宅団地	S34, S43, S47, S55	12
		荷負本村住宅団地	S41, S49	8
		貫気別新住宅団地	H13, H14	16
		貫気別御幸住宅団地	H15	4
		振内	長知内住宅団地	S38, S46
	振内上住宅団地	H2~H4, H26	10	
	振内山手住宅団地	S42~S47	62	
	振内池尻山手住宅団地	S59, S62, S63	8	
	振内新住宅団地	H11, H12, H25	14	
	町営住宅 小計			
特公賃	本町	紫雲古津住宅団地	H9	2
		荷葉中央住宅団地	H11	2
		荷葉新住宅団地	H9	2
		本町かつら住宅団地	H5~H7, H9	12
		新二風谷住宅団地	H7	2
	振内	振内新住宅団地	H11	2
特公賃住宅 小計				22
本町地区 計				240
貫気別地区 計				48
振内地区 計				104
総計				392

※2 公営住宅の耐用年数：公営住宅法により定められ、1/2を経過した場合、建替、用途廃止が可能  
 ・木造・簡易耐火構造(平屋)：30年  
 ・簡易耐火構造(2階)・準耐火構造：45年  
 ・耐火構造：70年

構造別・管理開始年度別戸数 (令和3年8月)



### (3) 公営住宅等入居者の現状 (令和3年8月現在)



#### 入居状況 (空家率)

- 公営住宅等の空家率は **21.9%**
- 町営住宅は **22.7%** (政策空家 **17.8%**)、特公賃は **9.1%**



#### 世帯主の年齢構成

- 60歳以上の世帯主が約6割**
- 町営住宅では **60歳以上の世帯主が約6割**だが、特公賃では **3割**と比較的若い世帯主が多い



#### 入居者の年齢構成

- 60歳以上の高齢者の割合が約4割**、**20歳未満の若い世代の入居者が約2割**
- 60歳以上の高齢者の割合は**、町営住宅が約4割、特公賃が約2割
- 特に、貫気別地区の入居者の高齢化が進んでいる



#### 世帯の規模

- 比較的小規模な世帯が多い
- 町営住宅は **1～2人の小規模な世帯が多く**、特公賃は **3人以上の世帯が多い**
- 貫気別地区、振内地区で **1人世帯の割合が高く**、本町地区では **3人以上の世帯の割合が高い**

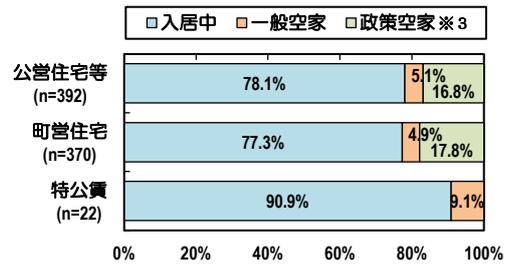


#### 入居者の家賃

- 1万円未満が約4割**
- 町営住宅では **1万円未満が約4割**、特公賃ではすべてが **3万～4万円未満**

#### 入居状況の比率

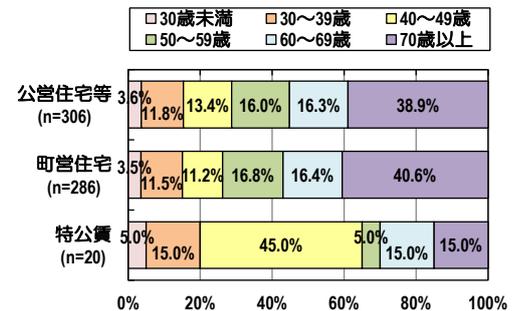
(令和3年8月)



※3 政策空家：建替・改善等の事業を行うため入居募集停止による空家

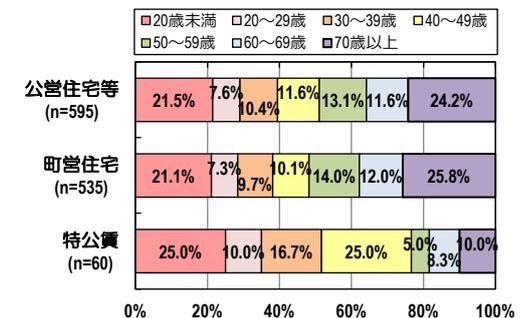
#### 世帯主の年齢構成

(令和3年8月)



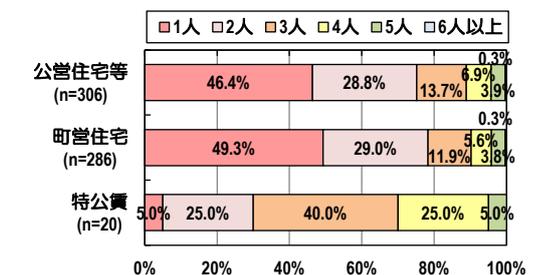
#### 入居者の年齢構成

(令和3年8月)



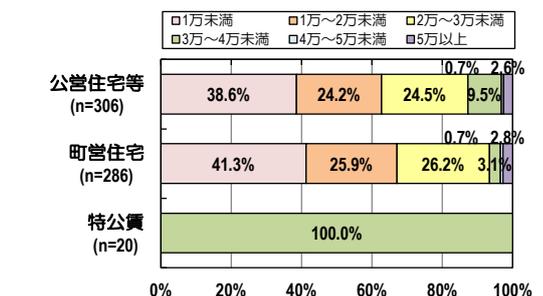
#### 世帯の規模

(令和3年8月)



#### 入居者の家賃

(令和3年8月)



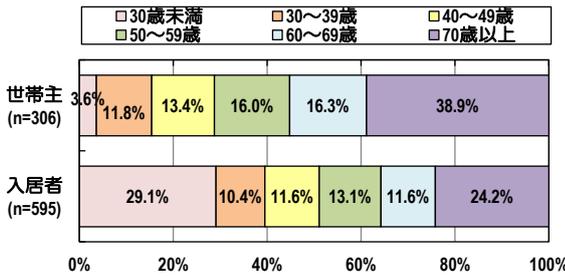
# 4. 公営住宅等における課題

## 【課題1】高齢化の進行に対応した住宅・住環境の確保

少子化・高齢化が急速に進行し、公営住宅等の入居者において、その傾向がより顕著にみられます。  
 →高齢化の進行に対応した、**高齢者等が暮らしやすい住宅・住環境を整備**する必要があります

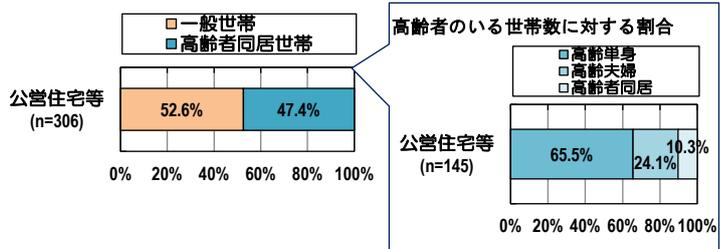
### ●60歳以上の高齢世帯主が多い

【世帯主・入居者の年齢構成】



### ●高齢単身世帯の割合が高い

【世帯主・入居者の年齢からみた高齢者のいる世帯】

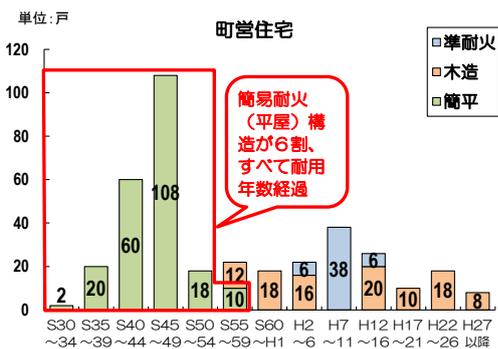


## 【課題2】既存住宅ストックの計画的な更新と修繕等による居住性の確保

住宅ストックの老朽化が顕著にみられ、設備の整備状況も遅れています。  
 →計画的な建替の実施により、**老朽化した大量の既存住宅ストックの適切な更新**が必要です  
 →**建替を実施するまでの既存建物の適切な維持・管理**が重要です  
 →今後も維持すべき建物を長持ちさせるための**計画的な修繕等を実施**する必要があります

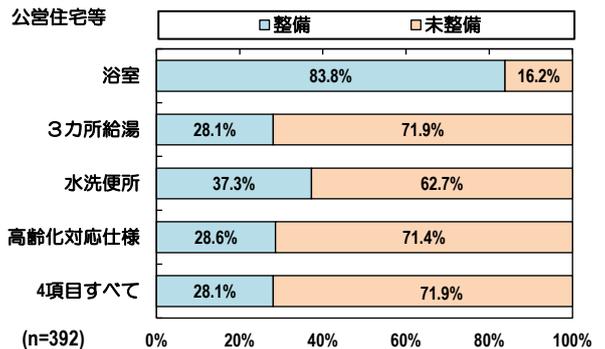
### ●昭和30~40年代に建設された簡易耐火構造の建物が多く、耐用年数を経過した住戸が多い

【構造別・管理開始年度別戸数】



### ●住戸の3カ所給湯、便所の水洗化、高齢者対応の未整備率が高い

【設備整備状況】



## 【課題3】管理戸数の適正化による地域の住宅セーフティネット機能の維持・向上

民営借家の割合が低く、公営借家の割合が高い傾向にあります。  
 公営住宅等では、多くの団地では空き家がない状況となっていますが、今後他団地への集約が可能と思われる団地があるなど個別の状況が異なります。  
 →人口、世帯数の減少への対応や公営住宅の住宅セーフティネットの役割、入居状況等をふまえたうえで、**住宅需要・住宅事情に応じた適切な管理戸数を維持**することが重要です

## 5. 基本理念・基本目標

### (1) 基本理念

高齢者等の暮らしに配慮した居住環境整備、計画的な既存住宅ストックの更新や適切な維持・管理、社会情勢等をふまえた適正な戸数の公営住宅等の供給など、高齢者等が平取町で安心して住み続けられる居住環境を目指します。

### 誰もが安心して快適に住み続けられる居住環境の形成

### (2) 基本目標

#### 基本目標1 高齢者等が暮らしやすい居住環境の整備

建替等の実施の際に、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした住宅整備、福祉サービスとの連携等の福祉施策と連携した団地形成などに努めます。また、共用スペースの整備などにより良好なコミュニティの形成を促進します。

#### 基本目標2 計画的な更新による良質な住宅ストックの形成

老朽化した公営住宅等の建替、便所の水洗化・3カ所給湯・高齢化対応などの住宅設備の改善を進めるとともに、新規に建設する建物の耐久性の確保や環境共生への配慮に努めます。また、日常的な建物の点検や適切な修繕を行うなど、建物の老朽化を予防する適正な維持管理により、良質な住宅ストックの形成を図ります。

#### 基本目標3 適正な公営住宅管理戸数の維持

公営住宅の役割や住宅事情をふまえた将来の住宅需要の想定により、公営住宅等の目標管理戸数を適切に設定し、建替事業の実施、募集時の配慮や収入超過世帯への適切な対応などを行うことにより、目標管理戸数を目安として公営住宅管理戸数を適正に維持します。また、個々の団地の入居状況等をふまえたうえで、老朽化の進む団地の集約化に努めます。

## 6. 公営住宅の役割

### 住宅に困窮する低額所得者の居住の安定確保

- 住宅セーフティネットの基礎づくり  
→ 民間との役割分担のもと、適正な戸数の維持
- 高齢者や障がい者、子育て世帯等が安心して暮らせる環境づくり  
→ 福祉との連携や安心できる居住環境の形成
- 利便性の良い地区への居住の推進  
→ 高齢者等への配慮とまちづくりへの貢献



## 7. 公営住宅等の長寿命化に関する基本方針

既存住宅ストックの活用を図るため、今後、建物の長寿命化を図ることが重要となります。そのため、建物の長寿命化を進めるための基本的な考え方を以下に示します。

### (1) ストックの状況の把握・修繕の実施・データ管理に関する方針

- ・建物の劣化状況を適切に把握し、状況に応じた計画的な修繕を行うことにより、予防的な維持管理に努めます。
- ・日常的な保守点検の実施に努め、修繕を行う際には、建物の長寿命化を考慮した手法を検討したうえで実施します。
- ・団地、住棟、住戸単位の修繕・改善履歴データ等を整備し、住宅ストックに関する状況を適切に管理します。

### (2) 改善事業の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針

- ・定期的な点検や調査の実施をふまえて、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぐこと等を目的とした耐久性の向上に寄与する改善を実施します。また、居住性向上型、福祉対応型等の改善事業を適宜取り入れるなどにより、長期にわたって良質な住宅ストックを提供するための改善を実施します。
- ・建物の長寿命化を図りつつ、快適に住み続けることのできる公営住宅等の提供を推進することで、できる限り長期間にわたって建物を活用し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

## 8. 目標管理戸数の設定

公営住宅の役割等をふまえて公営住宅等の管理を適切に行うため、将来を見据える適切な目標管理戸数を設定します。目標管理戸数は、世帯数の推移と住宅需要を検討することにより設定します。

### (1) 将来人口・世帯数



令和 13 年の総人口 4,346 人



令和 13 年の一般世帯数<sup>※4</sup> 1,978 世帯

※4 一般世帯数：総世帯数から施設等の世帯数を除いた世帯数

### (2) 令和 13 年の住宅需要

持ち家	62.2%	1,162 世帯
公営借家	16.6%	309 世帯
民営借家	11.1%	208 世帯
給与住宅	10.1%	188 世帯

### (3) 令和 13 年の目標管理戸数

平取町 概ね 330～360 戸



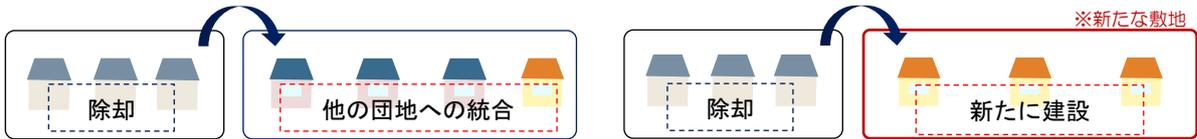
## 9. 公営住宅等の活用方針の考え方

### (1) 事業手法の種類

#### 1) 建替

- 現地建替：公営住宅等を除却し、その土地の全部または一部の区域に、新たに公営住宅等を建設
- 移転建替：用途廃止を行い他の団地へ統合、または、他の利便性の高い場所などに新規建設

【移転建替のイメージ】



#### 2) 改善

- 個別改善：安全性確保、福祉対応、居住性確保、長寿命化等、既存住宅の不足機能を改善
- 全面的改善：個別改善メニューを全て実施し、既存住宅の質を新築並びに向上

#### 3) 維持管理

保守点検、一般修繕（日常的に必要な小規模な修繕）、計画修繕（修繕周期等に基づき計画的に実施する大規模な修繕）等を行い、住宅を維持

#### 4) 用途廃止

公営住宅等として管理することを止め、建物を除却（建替にともなう除却により用途廃止する場合もある）

### (2) 事業手法の判定方法 公営住宅等の事業手法の判定は、住棟、又は、団地ごとで行います。

 **1次判定（社会的特性、物理的特性による判断）**：立地環境などの社会的特性（需要、敷地の効率性、立地）、住棟の物理的特性（安全性、居住性、劣化度調査及び改善履歴による改善の必要性）による評価を行い、継続管理の有無、改善の必要性の有無を判定

 **2次判定（LCCや将来ストック量による判断）**：LCC比較や当面の建替事業量の試算、将来のストック量をふまえ、再度、継続管理の有無を検討し、建替、改善、維持管理、用途廃止の事業手法を仮設定

 **3次判定（総合的な検討）**：団地単位・地域単位の整備のあり方、実施可能な事業量、まちづくりの観点からみた地域整備への貢献、その他、考慮すべき個別事情により総合的に検討し、事業手法を決定

事業手法（建替、改善、維持管理、用途廃止）の選定

# 10. 公営住宅等の団地別活用方針

## (1) 3次判定における団地別の考え方 ※特記すべき団地のみ掲載

### 1) 本町地区

紫雲古津住宅団地	・3号棟は2次判定で改善と判定しましたが、木造の建物であり、耐用年数を経過していることから、改善を行わず維持管理（修繕対応）とします。
荷葉旭住宅団地、 二風谷住宅団地	・2次判定で改善と判定しましたが、旧耐震基準の建物であり、前計画でも用途廃止を位置付けていたため優先的に用途廃止とします。
本町上住宅団地	・2次判定で維持管理と判定しましたが、比較的新しい建物であることから、今後も長期にわたり良好な状態を維持するため、計画期間の後半に予防保全の視点による改善を予定します。
本町みどりが丘住宅団地	・2次判定で改善と判定しましたが、前計画で位置付けた事業計画に基づき、一部の住棟については建替事業を進めていること、また、耐用年数を満了してから一定期間が経過していることから、順次建替を進める予定とします。 ・なお、建替先として想定される敷地以外に配置されている住棟については、老朽化が著しいものから順次用途廃止を進める予定とします。
本町白樺住宅団地、本町かつら住宅団地、小平住宅団地、本町かつら住宅団地、新二風谷住宅団地（1号棟）、本町川沿住宅団地、本町向陽住宅団地	・2次判定で改善と判定しましたが、事業量平準化の観点から、計画期間は維持管理（修繕対応）とします。

### 2) 貫気別地区

荷負市街住宅団地	・2次判定で用途廃止と判定しましたが、事業量平準化の観点から、計画期間は維持管理（修繕対応）とします。
荷負本村住宅団地（1号棟）	・2次判定で改善と判定しましたが、旧耐震基準の建物であり、前計画でも用途廃止を位置付けていたため優先的に用途廃止とします。
荷負本村住宅団地（1号棟以外）、 貫気別新住宅団地	・2次判定で改善と判定しましたが、事業量平準化の観点から、計画期間は維持管理（修繕対応）とします。

### 3) 振内地区

長知内住宅団地	・2次判定で改善と判定しましたが、旧耐震基準の建物であり、前計画でも用途廃止を位置付けていたため優先的に用途廃止とします。
振内上住宅団地、振内山手住宅団地、 振内池売山手住宅団地	・2次判定で改善と判定しましたが、事業量平準化の観点から、計画期間は維持管理（修繕対応）とします。

	計画期間(R4~R13)	構想期間(R14~R23)
建替	【本町地区】本町みどりが丘住宅団地（一部の住棟は本町中央住宅団地として移転建替）	【振内地区】振内山手住宅団地
改善	【本町地区】紫雲古津住宅団地、本町上住宅団地 【貫気別地区】貫気別御幸住宅団地	【本町地区】去場住宅団地 【振内地区】振内上住宅団地
用途廃止	【本町地区】荷葉旭住宅団地、 本町みどりが丘住宅団地、 二風谷住宅団地 【貫気別地区】ペナコレ住宅団地、荷負本村住宅団地 【振内地区】長知内住宅団地	【本町地区】本町みどりが丘住宅団地 【貫気別地区】荷負本村住宅団地、 【振内地区】振内山手住宅団地、 振内池売山手住宅団地

※上記以外の団地は「維持管理（修繕対応）」

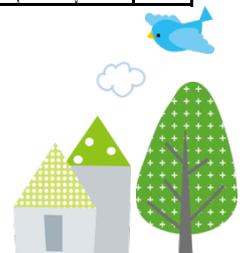


## (2) 事業プログラム

計画期間については、本町みどりヶ丘住宅団地の建替を進めつつ、老朽化が著しい団地は順次、団地の用途廃止を進め、団地の集約化を図ります。

また、今後も継続的に管理すると位置付けた団地のうち、準耐火構造のものを中心に改善事業を進め、一定の居住性を確保します。

区分	団地名	事業手法	R3年8月 管理戸数	R3 年度	計画期間													計
					R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13				
本町地区	紫雲古津住宅団地	改善	6												6	6		
		修繕対応	2														2	
	去場住宅団地	修繕対応	8														8	
		用途廃止	8		8												0	
	荷葉中央住宅団地	修繕対応	6													6		
	荷葉新住宅団地	修繕対応	10													10		
	本町上住宅団地	修繕対応	8													8		
		改善	6											6		6		
	本町みどりが丘住宅団地	修繕対応	20													20		
		用途廃止	80		14				20						46	0		
		建替え	0			6	6	6	6	6	8	8				40		
	本町中央住宅団地	建替え	0	8	4											12		
	本町白樺住宅団地	修繕対応	22													22		
	本町かつら住宅団地	修繕対応	4													4		
	小平住宅団地	修繕対応	4													4		
	二風谷住宅団地	用途廃止	4		4											0		
	新二風谷住宅団地	修繕対応	18													18		
	本町川沿住宅団地	修繕対応	6													6		
	本町向陽住宅団地	修繕対応	8													8		
	特公費	紫雲古津住宅団地	改善	2											2	2		
荷葉中央住宅団地		修繕対応	2												2			
荷葉新住宅団地		修繕対応	2												2			
本町かつら住宅団地		修繕対応	12												12			
新二風谷住宅団地		修繕対応	2												2			
合計		240													200			
貫気別地区	町営住宅	ペナコレ住宅団地	用途廃止	8		8										0		
		荷負市街住宅団地	修繕対応	12												12		
		荷負本村住宅団地	用途廃止	4										4		0		
			修繕対応	4												4		
		貫気別新住宅団地	修繕対応	16												16		
		貫気別御幸住宅団地	改善	4		4										4		
	合計		48													36		
振内地区	町営住宅	長知内住宅団地	用途廃止	8										8	0			
		振内上住宅団地	修繕対応	10											10			
		振内山手住宅団地	修繕対応	62											62			
		振内池売山手住宅団地	修繕対応	8											8			
		振内新住宅団地	修繕対応	14											14			
	特公費	振内新住宅団地	修繕対応	2											2			
合計		104													96			
平取町全体		392	400	390	370	376	382	368	374	382	390	390	332	332				



# 11. 長寿命化のための実施方針

## (1) 点検

- ・計画的な改善・修繕などの実施を検討するため、管理する全ての建物について、専門家による点検を行います。
- ・改善事業、計画修繕などを行う場合には、建物の状況を適切に把握して効果的な方法を検討するため、実施年の前年に専門家による点検を行います。
- ・建物の状況を適切に把握し、予防的な維持管理を行うため、日常的な保守点検を行います。

## (2) 修繕

- ・公営住宅法による耐用年数まで既存の公営住宅等を利用するため、点検結果をもとに効率的、効果的な修繕を実施します。
- ・管理費用負担の平準化のため、将来見込まれる修繕工事の内容や修繕時期、必要となる費用などと事業実施のバランスを考慮し、修繕などの工事時期を分散させ、管理費用の平準化を図ります。
- ・計画修繕、一般修繕、空室修繕の3区分について、それぞれ具体的な方針を検討のうえ、実施します。

## (3) 改善

- ・原則、建設年度の古い団地から優先的に、長寿命化型改善事業を実施します。
- ・長寿命化型改善事業は、建物の長期活用を図るため、屋根・外壁について、劣化の改善を行うとともに、躯体の耐久性確保や維持管理のしやすい仕様への更新を図ります。

## (4) 建替

- ・令和3年度、令和4年度に建替を行う住棟は、本町中央地区へ移転し、建替後の団地名称は本町中央住宅団地とします。令和6年度以降に建替を行う住棟は現地建替とし、建替後の団地名称は本町みどりが丘住宅団地とします。
- ・新たな住宅セーフティネット制度の動向を適切に把握しつつ、平取町の将来人口や世帯数などを考慮した適正な供給戸数を設定します。
- ・事業の節目に既存団地の入居者に対して移転の意向を確認しつつ、事業量の平準化に配慮するなど、実現性を高めることのできる事業の進め方を検討します。
- ・高齢化の進展や世帯規模の縮小など、現在の入居者ニーズを考慮するほか、ユニバーサルデザインへの配慮など、身体状況や年齢によらず、誰もが暮らしやすい住まいを整備します。
- ・地球温暖化の抑制など、国が進めるカーボンニュートラルの取組に配慮した整備手法（省エネルギー性能の高い設備機器の導入、木造による整備など）を検討します。
- ・駐車場の配置や堆雪スペースの確保など、入居者の生活利便性に配慮した施設配置計画を検討します。
- ・今年度検討を進めている「平取町本町市街地ランドデザイン計画」との整合のほか、まちなか居住も視野に入れた公営住宅等全体の配置適正化など、平取町のまちづくりに寄与する整備手法を検討します。

